

## 府中市子ども・子育て審議会 認可部会の設置について

## 1 趣旨

市が、地域型保育事業の認可を行うに当たっては、児童福祉法の定めるところにより、児童福祉に係る当事者等の意見を聴取する必要があります。

このことから、今後新たに地域型保育事業を開始する計画があった場合に、認可基準への適合性等について、専門的な見地による調査審議等を行うとともに、必要な意見聴取を行うため、府中市子ども・子育て審議会条例第9条各項の規定により、次のとおり部会を設置するものです。

## 2 部会の概要

## (1) 部会の名称

府中市子ども・子育て審議会 認可部会

## (2) 部会の設置期間

平成28年9月9日から審議終了（最長で平成29年3月31日）まで

## (3) 審査対象予定数

1件（1事業所）

## (4) 会議の公開性

会議及び会議録並びに委員名は非公開

## (5) その他概要

別紙「府中市子ども・子育て審議会 認可部会について（平成27年8月3日第2回府中市子ども・子育て審議会資料（資料7）」参照

## 府中市子ども・子育て審議会 認可部会について

平成27年8月

# 府中市子ども・子育て審議会 認可部会について

## 概要

- 平成27年4月から改正児童福祉法(以下、「法」という。)が施行され、家庭的保育事業等(地域型保育事業)の認可に当たっては、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見(児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見)を聴かなければならないことが規定されました。

### 児童福祉法 第34条の15第4項

市町村長は、第2項の認可(事務局注記:家庭的保育事業等の地域型保育事業の認可)をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- この認可部会では、認可申請(事業計画)について関係規定(基準)等への適合性を確認・審議するほか、保育内容等についての助言等を含めて、専門的な見地からの意見を聴取するため、学識経験者等の第三者からなる附属機関を設置するものです。

# 府中市子ども・子育て審議会 認可部会について

以下、平成27年度第1回府中市子ども・子育て審議会(平成27年4月開催) 決定・確認事項

## 審議会の所掌事務(体系)整理

### 府中市子ども・子育て審議会(本会)

(主な所掌事務:子ども・子育て支援法関連)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育(家庭的保育等)事業の利用定員の決定に際し意見すること  
子ども・子育て支援事業計画の策定・修正に際し意見すること  
子ども・子育て支援施策の総合的・計画的推進に必要な事項等(計画の進捗管理)

### 認可部会

(主な所掌事務:児童福祉法関連)

#### 家庭的保育事業等の認可に際し意見すること

(部会の運営方法)

#### ■ 部会の議決の取扱い

府中市子ども・子育て審議会条例第9条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする。

#### ■ 部会の正副会長及び会議

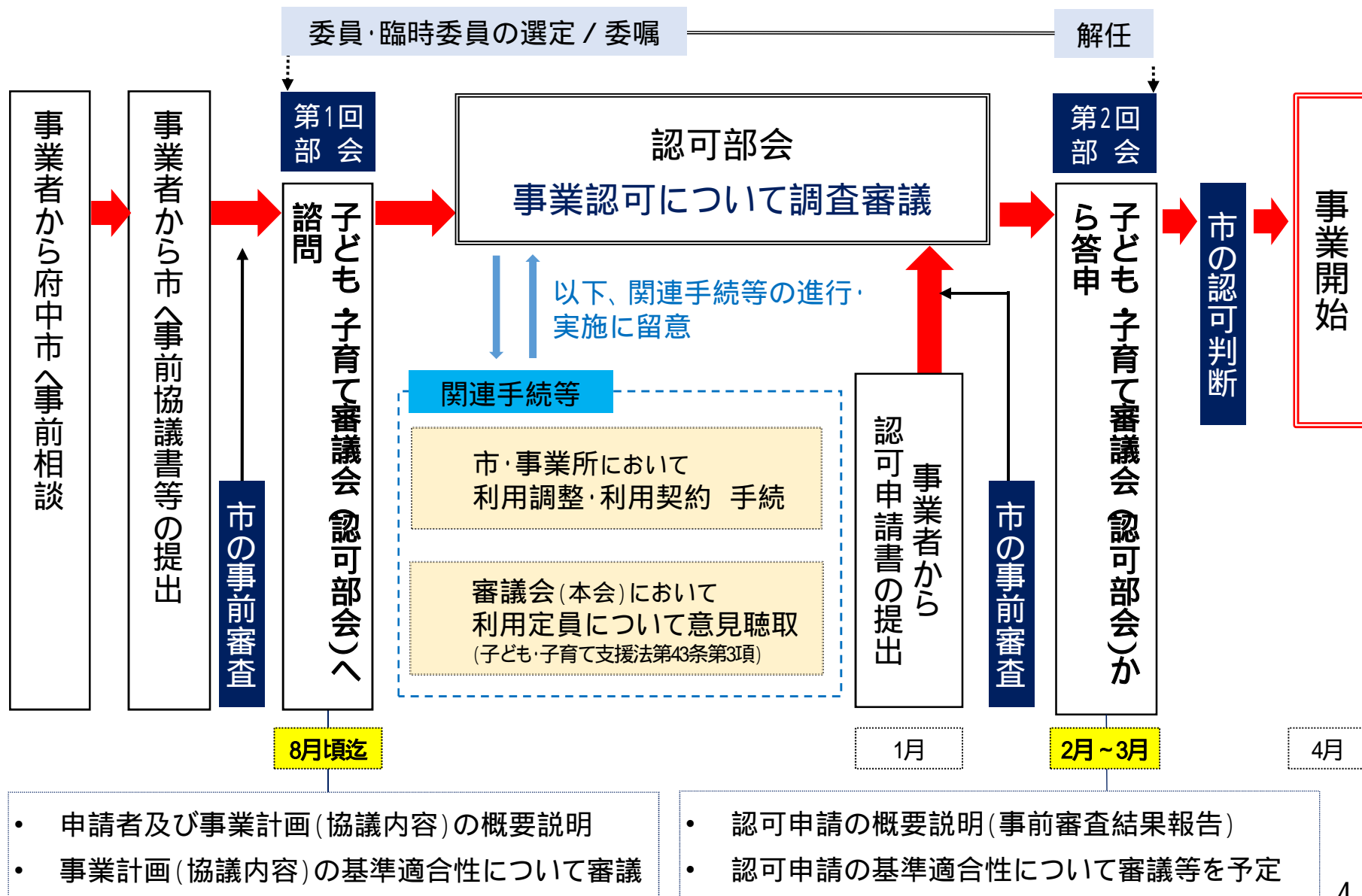
条例第7条及び第8条の規定を、「審議会」を「部会」に読み替えて準用する。なお、この場合の委員は、臨時委員を含むものとする。

#### ■ その他

府中市情報公開条例第32条の規定(会議の公開に関する除外規定の第2号及び第3号)に基づき、家庭的保育事業等の認可に係る部会は**非公開**とする。

# 認可部会の審議フロー・スケジュール モデル

年度当初(4月)の事業開始案件のケース



- 申請者及び事業計画(協議内容)の概要説明
- 事業計画(協議内容)の基準適合性について審議

- 認可申請の概要説明(事前審査結果報告)
- 認可申請の基準適合性について審議等を予定

## 認可部会における認可審査について

### 児童福祉法第34条の15 第3項

家庭的保育事業等の認可申請があったときは、次に掲げる基準等に適合するかどうかを審査します。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(以下「認可基準条例」という。次頁参照)に適合していること。

家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

家庭的保育事業等を行う者が社会的信望を有すること。

実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

申請者が禁錮以上の刑に処された者その他の欠格事項に該当しないこと。

\* 上記 ~ は、申請者が社会福祉法人・学校法人の場合は審査不要



### 児童福祉法第34条の15 第5項

- 上記の基準等に適合・該当すると認めるとき 原則認可
- ただし、当該提供区域において供給過剰その他の当該計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合等に該当すると認めるとき 認可をしないことができる。

## 認可基準条例について

家庭的保育事業等に係る認可申請があった場合に当該申請が適合するかどうかを本市において審査する際の基準となります。

事業者が事業所運営を行うに当たり、遵守しなければならない基準となります。

### 概要

事業 類型	小規模保育事業			家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
	A型	B型	C型			
職員数	保育所の配置基準 +1名		0～2歳児 3:1 (補助者を置く場 合、5:2)	0～2歳児 5:2 ( <u>家庭的保育補 助者を必置</u> )	保育所の配置基準 +1名	0～2歳児 1:1
職員 資格	保育士	1/2以上が 保育士	家庭的保育者: <u>保育士</u>		定員20名以上: 保育所の基準と同様	必要な研修を修了し、保育士、 保育士と同等以上の知識及び 経験を有すると市長が認める者
保育 室等	0～1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児:1人当たり1.98㎡		0～2歳児:1人当たり3.3㎡		定員19名以下: 小規模保育事業B型 の基準と同様	—
給食	自園調理(連携施設等からの搬入可)、調理設備、調理員					

- 小規模保育事業(A型:保育所分園、ミニ保育所に近い類型 B型:中間型 C型:家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)
- 印(下線部)は、本市が厚生労働省令に上乗せ規定を行った事項